

松福障第2176号

令和6年3月29日

計画相談支援事業所の長 様

障害児相談支援事業所の長 様

松本市長 臥雲 義尚

計画相談支援及び障害児相談支援におけるアセスメント及びモニタリングの
実施場所について（通知）

標記の件について、令和6年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしますので、内容
をご理解の上、取り扱いに遺漏のないようご配慮をお願いいたします。

記

1 趣旨

計画相談支援及び障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）におけるアセス
メント及びモニタリング（以下「アセスメント等」という。）の実施場所について、基準
省令等における規定と実際の運用との間で乖離がみられることから、市としての考え方
を整理し、関係機関に周知した上で、適切な運用を図るもの。

2 アセスメント等の実施場所等についての考え方

松本市における計画相談支援等におけるアセスメント等の実施場所等についての考え
方は、以下に掲げるとおりですので、留意してください。

- (1) 基準省令において、相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）
の作成に係るアセスメント等の実施時には利用者（障害児）の居宅等（障害児相談支援
については居宅に限る。以下「居宅等」という。）への訪問により面接を行うことと規
定されているため、必ず居宅等への訪問により実施すること。
- (2) 報酬告示留意事項通知において、基準のいずれかを満たさない場合は所定単位数を
算定しないとされているため、(1)が行われていない場合は計画相談支援費又は障害児
相談支援費（以下「計画相談支援費等」という。）の算定はできないこと。
- (3) 計画相談支援における「居宅等」の解釈については、①基準通知に「利用者の居宅、
障害者支援施設等、精神科病院を訪問し」とあること、②平成26年9月26日厚生労
働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡「計画相談支
援・障害児相談支援の推進等について」（以下「事務連絡」という。）において、『平成

27年3月31日までに限った緊急的な対応として、アセスメントの実施場所を日中活動系の事業所でも可能とする。』としていたことから、計画相談支援における「居宅等」とは、当該利用者が現に日々の生活拠点としている場所（自宅、グループホーム、入所中の施設、入院中の病院等）を指すものであり、日中活動系の事業所等は含まないこと。

(4) 事務連絡に、日中活動系の事業所でのアセスメントの実施を可能とするのは、『平成27年3月31日までに限った緊急的な対応』であって、『本来は居宅等で実施するものであり、今回に限ったもの』とあるため、現在は日中活動系の事業所でアセスメントを実施することは認められないこと。

(5) 加えて、事務連絡に『継続サービス利用支援及び障害児相談支援については、当該措置の対象外であり、これまでどおりの運用であることに留意』とあることから、モニタリング及び障害児相談支援に係るアセスメント等に関しては、そもそも居宅等以外での実施は認められていないこと。

3 やむを得ない理由により居宅等においてアセスメント等が実施できない場合の特例

2の考え方を原則としますが、居宅等でのアセスメント等の実施が困難である実態があることを考慮し、次の(1)(2)の要件に該当する場合は、居宅等以外でのアセスメント等の実施を認めます。

(1) 利用者自身や家族が居宅等への訪問を拒否しており、利用者の意向を無視した訪問により相談支援やサービス利用に悪影響を及ぼす可能性がある場合など、相談支援事業所（者）の責ではない事由でやむを得ず訪問ができない。

(2) 居宅等以外の場所での実施となった理由について、別紙「居宅等でアセスメント等が実施できない理由書」（以下「理由書」という。）により記録を残すこと。

4 今後の対応について

(1) 本通知の適用日以降に実施するアセスメント等の記録様式に、必ず実施場所を明記してください。

(2) やむを得ない理由により居宅等以外でアセスメント等を実施した際は、必ず理由書により記録し、当該記録を5年間保管してください。理由書は、少なくとも6か月に一度見直しを行い、6か月目にアセスメント等がない場合は、直近の実施月に理由書を作成してください。

作成の都度、市へ提出していただくことは不要としますが、実地指導の際等必要に応じて提示を求めることがあります。

(3) 以下に掲げる場合については、該当期間に係る計画相談支援費等について返還を求めることがありますので、留意してください。

ア 居宅等でアセスメント等が実施できない理由書が記録されていない又は記録の内容が不十分である場合

- イ 居宅等でアセスメント等が実施できない理由がやむを得ないものと認められない場合
- ウ 虚偽の記録を作成した場合
- エ 理由書の提示の求めに対して拒否、妨害、忌避等の行為を行った場合
- オ その他不適切な運用が確認された場合

5 根拠法令等

基準省令	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日 厚生労働省令第 29 号）
基準通知	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日 障発第 0330 第 22 号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 23 号）
報酬告示	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）
報酬告示留意事項通知	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号） ○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 16 号）
事務連絡	○平成 26 年 9 月 26 日 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等について」

〒390-8620

松本市丸の内 3-7

松本市役所 健康福祉部 障がい福祉課

課長 西村 恵美

担当 栗田 佳樹

電話 0263-34-3036

FAX 0263-36-9119

〒390-8620

松本市丸の内 3-7

松本市役所 こども部 こども福祉課

課長 二木 玲子

担当 仲林 啓

電話 0263-33-4767

FAX 0263-36-9119

〒390-8620

松本市丸の内 3-7

松本市役所 健康福祉部 福祉政策課

課長 大月 強

担当 勝又 大介

電話 0263-34-3287

FAX 0263-34-3204